

財務省告示第四百七十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年十一月五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額面金額 の総額	額面金額百 円当たり 買入価格の
割引国庫債券 (五年)	第百二十一回	平成十六年 十月六日	千二百万 円	九十九銭九 円九
"	第百二十一回	平成十六年 十月十三日	三百万円	九十九銭九 円九
"	第百二十四回	平成十六年 十月六日	三百万円	九十四銭九 円九
割引国庫債券 (三年)	第十回	平成十六年 十月六日	三百万円	九十銭九 円九
合 計			二千百万 円	